

「糸魚川市いじめ防止基本方針」 「糸魚川市いじめ防止等の行動計画」の改定について

令和6年4月から「糸魚川市いじめ防止基本方針（以下、『基本方針』）」と「糸魚川市いじめ防止等の行動計画（以下、『行動計画』）」が改訂されます。これらは、子どもたちの健やかな成長のために全市民がそれぞれの立場での役割を自覚して、いじめを防止することを目的に作られました。

1「いじめ」の定義

法律では、次のように定義されています。

- ・学校内、学校外、同じ学校、違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他の子どもからの
- ・暴力、物隠し、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって
- ・行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること
- ・インターネット上で行われたものも含む



「ひやかし」や「からかい」のつもりでも、相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」です。

2「基本方針」「行動計画」の特徴

【特徴1】新たに「いじめ類似行為」をいじめに加えたこと

- 「いじめの類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性※の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

この場合も、いじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った児童生徒に対して、学校は保護者などと連携しながら指導を行います。なお、まだ「いじめ」に気付いていない児童生徒に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決める必要があります。



【特徴2】市民に対して通報を呼び掛けていること

- 市民ぐるみで児童生徒を見守る意識をもち、いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

いじめを小さな芽のうちから発見・対応し、重大事態に発展させないようにするためにも、「いじめ」や「いじめ類似行為」を発見した場合や、いじめ等が行われている「疑い」がある場合は、まずは学校に報告・相談してください。



【特徴3】「保護者の責務」を明記したこと

- 保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒をいじめから保護する。保護する児童生徒の加害の事実が明らかになったときは、保護者として責任ある行動をする。
- いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、相談窓口等に相談又は通報する。
- インターネットに関わる情報の特性等について保護者自ら学ぶよう努め、通信機能をもつ機器を児童生徒に保持又は使用させる際は、保護者の責任において行う。

児童生徒と同様に、保護者も、インターネットを通じて送信される情報がどのようなもので、どんな特徴があるのか等を理解することが求められています。

特に、インターネット上で公開された書き込みや個人情報などは、一度拡散してしまうと、完全に削除することが不可能であること(デジタルタトゥー)の怖さを十分に理解する必要があります。

なお、児童生徒に対しては、SNS 等で交わされる誹謗中傷をはじめとして、いじめやいじめ類似行為を見つけたら、通報や相談をする役割があることが示されています。



【特徴4】インターネットを通じて行われるいじめ等の対策

- 教育委員会は、学校その他の関係機関と連携し、インターネットを通じたいじめを防止するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行う。
- 教育委員会は、インターネットを通じたいじめを防止するため、インターネット上で行われる不適切な書き込み等へ迅速に対応し、県と連携してネットパトロールを実施する。



「いじめ防止対策推進法」が制定された平成 25 年に比べて、インターネットを通じたいじめが多くなっています。各学校では、SNS 等のインターネットを通じて行われるいじめ等を未然防止・早期発見するために、「SNS 教育プログラム」を活用して、授業等をとおして、児童生徒が情報モラル等を学ぶ機会を設けています。(「SNS 教育プログラム」は、新潟県いじめ対策ポータルサイトに掲載)



いじめは、重大な人権侵害です。この「基本方針」と「行動計画」は、いじめ防止対策推進法と同様に、全ての児童生徒がいじめの被害者にも、加害者にもならないためのものであり、子どもの健やかな成長を願って作られたものです。そのためにも、学校、家庭、地域が一丸となり、社会全体で「いじめをしない、許さない、見逃さない」意識をますます高めていきましょう。

